

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
洲本市	都志角川	令和3年3月16日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	59.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	30 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	21.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.7 ha
(備考) 一部ほ場整備が必要。	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積より、70才以上で後継者未定・不明の農業者の耕作面積の方が1.1ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水稻を中心とした経営が行われているが、高齢化が進み耕作放棄地が増えていく傾向にあるため、中心経営体への農地集約を進め、認定新規就農者の受け入れを促進することにより、耕作放棄地の未然防止を図る。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	A(営農組合)	農業機械の共同利用				
認農	B	水稻・玉葱 レタス・畜産	2 ha	水稻・玉葱 レタス・畜産	2.5 ha	
	C	水稻・玉葱	2.2 ha	水稻・玉葱	2.3 ha	
	D	水稻	1.9 ha	水稻	2 ha	
	E	水稻	1.4 ha	水稻	2 ha	
認農	F	水稻・玉葱 イチゴ・なたね	3.1 ha	水稻・玉葱 イチゴ・なたね	3.5 ha	
認就	G	水稻・野菜	0.4 ha	水稻・野菜	0.8 ha	
	H	水稻・玉葱	1.3 ha	水稻・玉葱	1.5 ha	
	I	水稻	0.7 ha	水稻	1 ha	
	J	水稻・玉葱	0.4 ha	水稻・玉葱	0.5 ha	
	K	水稻・畜産	1.8 ha	水稻・畜産	2 ha	
認就	L	野菜	0.2 ha	野菜	1 ha	
	M					
認農	N	水稻・ブローラー	0.4 ha	水稻・ブローラー	0.4 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

話し合いを行い、広く地区の中で出し手から受け手を把握することで、耕作放棄地の未然防止を図る。

(参考)農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	別紙参照			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
	計	0		